

素案（案）から素案への修正箇所

資料 2-2

修正箇所	修正前	修正後（案）
目次の裏		凡例を入れる
P 2 下から 18 行目	また、粗大ごみの減量にも取り組んでおり、平成 23 年 9 月から粗大ごみから金属類を分解して回収する事業を、平成 24 年 3 月には粗大ごみの中から布団の資源化を開始しました。	また、粗大ごみの減量にも取り組んでおり、平成 23 年 9 月に粗大ごみから金属類を分解して回収する事業を、平成 24 年 3 月に布団を資源化する事業を開始しました。
P 2 下から 4 行目	平成 21 年度に 20.2% <u>だったのが</u> 平成 24 年度は 26.1%と <u>上がっており</u> 、行政回収から集団回収へ <u>移行している</u>	平成 21 年度に 20.2% <u>でしたが</u> 平成 24 年度は 26.1%と <u>なり</u> 、行政回収から集団回収への <u>移行が進んでいる</u>
P 2 下から 2 行目	<u>団体登録数は</u>	<u>登録団体数は</u>
P 3 図 1・2	円柱グラフ	棒グラフにして、白黒でも見やすいように修正
P 4 表 1 タイトル	資源品目別回収場所・回収量	資源品目別回収場所・回収量（ <u>行政回収</u> ）
P 4 表 1 1 番目	<u>平成 20 年 6 月 家庭から出た使用済み食用油を資源として回収開始</u>	削除
P 4 表 1 2 番目	<u>平成 20 年 10 月 容器包装プラスチックを資源として回収開始</u>	削除
P 4 表 1 4 番目	家庭からの <u>蛍光管</u> の資源回収を実施	家庭から <u>出た</u> 蛍光管の資源回収を実施
P 4 表 1 下		表 2 として資源品目別回収量（集団回収）の表を追加 以降、表の番号を繰り下げる
P 5（2） 5 行目	<u>回収運搬費、中間処理費など</u>	<u>回収運搬費や選別・梱包費などの</u>
P 5 下から 6 行目	街区路線回収の回収・運搬料、 <u>中間処理費の増額により</u> 5,700 万円、 <u>集団回収登録団体増加による</u>	街区路線回収の <u>回収運搬費や選別・梱包費などの増額により</u> 5,700 万円、 <u>集団回収の回収量増加による</u>

修正箇所	修正前	修正後（案）
P 6 2行目	右のように、表4・表5について簡単な説明を追加	<u>平成21年度と平成24年度の1tあたりの処理経費を比較してみると、ごみは微減となっており、資源は微増となっています。特に資源については、大幅に増減している品目があり、これは、資源の売却単価の増減に伴うことにより</u> ます。
P 6 表4タイトル	(<u>24年度決算</u>)	(<u>平成24年度決算</u>)
P 7 表5	「1tあたりの処理経費」を整数表記	「1tあたりの処理経費」を小数点表記
P 7 表5 1番目	<u>収集運搬費</u>	<u>回収運搬費</u>
P 7 表5 5番目	<u>古着古布</u>	<u>古着・古布</u>
P 8 (3) 12行目	<u>家具等に簡易な修理をし、きれいにして</u>	<u>家具等は、簡易な修繕を行い</u>
P10 表		年度順に並べ替えるなど比較し易いように表を整理
P11 (2) 5行目	<u>理解してもらうことなどで減量化への</u>	<u>理解してもらい、食品の無駄をなくすことでごみ減量化への</u>
P11 (2) 8行目	<u>購入価格の2分の1(上限2万円)までの助成を行っています。</u>	<u>購入費の助成(2万円を限度に購入価格の2分の1まで)を行っています。</u>
P12 8行目	<u>まだまだ生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費助成等については知られておらず、周知方法の</u>	<u>これらのことから生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費助成等については、周知方法の</u>
P16 1行目	平成24年度排出実態調査では	平成24年度排出実態調査の結果では
P17 1行目	平成24年度排出実態調査では	平成24年度排出実態調査の結果では
P18 (1) 3行目	(1) の提言の記載内容について	減量効果や子供たちに伝えていくことなどを記載

修正箇所	修正前	修正後（案）
P19（2） 1行目	<u>平成20年10月から廃プラスチックは不燃ごみから可燃ごみに変更になりました。</u>	<u>平成20年10月から廃プラスチックの分別方法が、不燃ごみから可燃ごみに変更になりました。</u>
P19（2） 3行目	<u>製品プラスチックは可燃ごみで回収することになりました。分別変更から5年を経過しているものの、容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別方法が十分に理解されていない現状があります。区政モニターアンケートでは、</u>	<u>製品プラスチックは可燃ごみで収集することになりました。分別変更から5年を経過している現在でも、区政モニターアンケートでは、</u>
P19（2） 7行目	<u>区民に正しく理解されていない理由としては、未だにプラスチックごみを不燃ごみと思っている人や、容器包装プラスチックと名称が似ていたり、資源となるプラマークの表示がわかりづらいなどの理由が考えられます。分別の意義を考えると</u>	<u>正しく分別されていない理由としては、区民が製品プラスチックを不燃ごみとっていたり、製品自体が例えば、CDのケースや弁当容器など容器包装プラスチックと似ていることやプラマーク表示がわかりづらいことが考えられます。分別変更の意義は</u>
P19（2） 下から2行目	<u>「ねりまの環」</u>	<u>清掃リサイクル事業情報紙「ねりまの環」</u>
P20（3） 下から2行目	<u>再使用（リユース）</u>	<u>リユース（再使用）</u>
P20（4） 提言囲み部分	<u>雑紙リサイクルへの意識づけと動機づけ</u>	<u>雑紙リサイクルへのきっかけ作り</u>
P21（4） 6行目	<u>（4）の提言の記載内容について</u>	<u>ふれあい環境学習を通して子供たちに周知していくことを記載</u>
P22（5） 6行目	<u>現在、不燃ごみは月に2回収集していますが、このうちの1回を不燃ごみのままとし、収集する品目は主に陶器やガラス類とします。そして、残りの1回を金属類の回収日として、金属類の回収・資源化を実施していくべきです。</u>	<u>例えば、現在、不燃ごみは月に2回収集していますが、このうちの1回を陶器やガラス類の日とし、残りの1回を金属類の回収日として、金属類の回収・資源化を進めていくべきです。</u>
P22（5） 下から4行目	<u>したがって、現在の</u>	<u>現在の</u>

修正箇所	修正前	修正後（案）
P22（5） 下から3行目	<u>例えば、収集した</u>	<u>収集した</u>
P22（5） 最終行	<u>視野に入れて検討していくことが必要です。</u>	<u>視野に入れての検討も必要です。</u>
P24（7） 8行目	<u>学校もあるかと思いますが</u>	<u>学校もあります</u>
P25（8） 7行目	<u>区では、事業者責任を推進するため、平成25年10月1日から区が収集できる排出量を1日50kg未満から1回30kg未満へ引き下げることによって事業者責任の軽減対象をより小規模な事業者にしたり、手数料を1kgあたり32.5円から36.5円に引き上げたりして事業者責任の徹底を進めています。</u>	<u>区では、事業者の自己処理責任を徹底するため、平成25年10月1日から区が収集できる排出量を1日1回50kg未満から1日1回30kg未満へ引き下げたり、手数料を1kgあたり32.5円から36.5円に引き上げたりしています。</u>
P26（9） 2行目	<u>平成24年度末12,289か所ありますが、集積所はその倍以上の約29,851か所あります。</u> <u>平成24年度の排出実態調査では、</u>	<u>平成24年度末12,289か所あります。</u> <u>可燃・不燃ごみ、古紙、容器包装プラスチックは集積所で収集を行っており、集積所は街区路線回収場所の倍以上の29,581か所あります。</u> <u>平成24年度排出実態調査の結果では、</u>